

8 監査第 81-2 号
令和 8 年 9 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

愛媛県監査委員	高	石	淳
同	西	原	進
同	伊	藤	眞
			道

令和 7 年度愛媛県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度愛媛県内部統制評価報告書について、次のとおり意見書を提出します。

1 審 査 の 対 象

令和7年度愛媛県内部統制評価報告書

2 審 査 の 方 法

令和7年度愛媛県内部統制評価報告書（以下、評価報告書という。）の審査は、評価報告書について、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審 査 の 実 施 内 容

評価報告書について、「愛媛県監査委員監査基準」に準拠し、定期監査等において得られた知見を活用するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を参考として、審査を行った。

4 審 査 結 果 及 び 意 見

評価報告書について、上記により審査した結果、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当と認められる。

なお、制度導入6年目となり、監査で指摘した不備を該当するほぼ全ての所属がリスクとして捉え報告書に記載するなど各所属においてリスク評価シートの職員への共有は図られてきたが、昨年度、重大な不備としていたカーナビのNHK受信料の未払いが今年度も発生したことに加え、その他の案件でも同様の不備が繰り返し発生しているなど、再発防止の取組みが不十分な面があると言わざるを得ない。

制度を適切に運用し、今後、一層有効に機能させるため、職員への制度の更なる周知徹底や、発生した不備への適切な対応、適時的確なモニタリング等にこれまで以上に取り組むとともに、人的な確認に加えて、庶務事務システムの改良等により自動でミスを検知・防止する仕組みを取り入れるなどの対策を検討し、不適切な事案の発生防止に努められたい。

5 備 考

審査意見は上記のとおりだが、報告書においては、県の財務（障害者手帳の記載誤り）及び個人情報の保護（委託業者によるメール送信誤り）に関し、運用上の重大な不備を合わせて2件把握し、評価対象期間において当該事務の一部に係る内部統制は有効に運用されていなかったと判断されているところである。

このような重大な不備が3年連続して報告されていることは、県政に対する県民の信頼を大きく失墜させるものであり、職員全員が厳しく受け止めなければならない。

特に個人情報の保護に関しては、委託業者における取扱いについても重大な不備として報告されていることは前向きに受け止められるが、今回も委託業者による個人情報の不適切な取扱いが報告されていることから、委託業者の指導・監督をこれまで以上に強化する必要がある。

県においては、職員一人ひとりのコンプライアンス意識や情報セキュリティポリシーの遵守徹底を組織全体の責務と捉え、風通しがよく緊張感のある職場環境づくりを通じて、全ての職員が主体的にリスク回避に取り組むよう、管理職は内部統制の一次責任者であることを自覚し、当該制度の一層の充実強化に努められたい。